前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和3年3月3日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例(平成6年前橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「であって」を「が」に、「ものについては」を「場合(受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「電子的確認」とは、保険者に対し、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

第3条第3項第1号中「者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」 を加える。

第6条各号列記以外の部分中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「社会保険 関係法に規定する電子資格確認又は被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示に より被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける」に改め、同条第2号中「場 合」の次に「(受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの 電子的確認を受けることができる場合を除く。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。